福島原発震災による土壌汚染について（ver．2 校庭などの土壌表面剥離対策）

福島原発からの放射能で土壌汚染が起こり、主に福島県内の学校や幼稚園・保育園などの子ども達の粉塵吸引による内部被曝の危険が高まっています。政府が明確な方針を示さない中、郡山市が 4 月 25 日、独自に校庭の表土剥離を行いました。しかし、剥離した表土の処理などについて問題が起こっています。当会では、4 月 19 日から 21 日にかけて福島県内の予備調査を行った結果、現在の土壌汚染は 3 月に起こった 2 回の水素爆発によるものが殆どで、原発から半径 30ｋｍ圏外では、今後新たに大規模な水素爆発などがなければ、土壌の汚染は表面から 1～3ｃｍ程度でとどまる、と考えています。したがって、子ども達の内部被曝を防ぐために土壌表面の剥離は効果的ですが、剥離した土壌の処理を考えないと周辺住民に迷惑をかけることにもなります。以下に、当会の対策を提案します。この対策は暫定的なものであり、将来国が対策を決めるまで現場に一時保管し、内部被曝と外部被曝同時に軽減するものです。

(1) 剥離する予定の校庭・園庭の放射線を測定する（土壌表面と上 1m）。出来るだけ測定点を多くし精密な汚染地図を作る。
(2) 表土剥離の前に、散水などで土ぼこりの飛散を防ぐ処置を行う。
(3) 作業に当たっては、マスクなどで埃の吸引を防ぐ。
(4) 校庭・園庭の面積を測り、表層 5ｃｍ程度を剥離した場合の土壌体積を求める。
(5) 校庭・園庭の片隅に、剥離した土壌を埋め込むだけの容積より少し深めのトレンチ（横溝）を掘る。
(6) トレンチに大きなビニールシート（ブルーシートやビニールハウス用等）を敷く。
(7) 土壌表層を剥離しトレンチ内に埋設する。
(8) 埋設が終わったトレンチの上部に、汚染していない土壌を盛り土する（約 30ｃｍ）。埋設した汚染土壌からの放射線の輻射もほぼ問題ないレベルに抑えられる。
(9) 改めて、校庭・園庭の放射線を測定する。

以上で、剥離した廃土の暫定的処理が可能であり、子ども達の内部被曝や外部被曝も避けられます。剥離した汚染土壌を校庭の片隅などに放置すれば、子ども達が近寄ったり、外部被曝の危険もありますので注意が必要です。